

令和8年7月8日

出店希望者 様

伊根町農林漁業振興協議会
会 長 吉 本 秀 樹
(公 印 省 略)

「伊根のうみゃーもん祭」に係る出店について(案内)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今年は下記日程で「伊根のうみゃーもん祭」を開催することになりました。

つきましては、出店希望される場合は出店要綱をご確認の上、別紙により応募いただきますよう宜しくお願いいたします。

保健所に提出する「営業許可申請書」を提出する際に、かなり詳しく出品内容を記載する必要があります。詳しくは事前説明会時に依頼しますが、内容調整に時間がかかることが想定されるため、出品内容をできるだけ確定させてから出店申込書を提出してください。

記

1. イベント実施日時 令和8年11月8日(日曜日)
午前10時00分～午後1時00分まで
2. 実施場所 旧 JA 京都 伊根支店
3. 提出書類 「伊根のうみゃーもん祭」出店申込書
4. 提出期限 令和8年7月31日(金曜日)まで
5. 提出先 伊根町役場地域整備課農林水産係まで
持参又は郵送で、押印した申込書を提出してください。
6. 注意事項 ○販売するもののいずれかに必ず伊根町産物を使用すること。
○出店者は事前説明会に必ず出席していただきます。
日程は別途お知らせします。

【担当】 地域整備課農林水産係：松本 【連絡先】 0772-32-0505
--

「伊根のうみゃーもん祭」出店申込書（模擬店向け）

「伊根のうみゃーもん祭」において、模擬店を出店したいので、別紙出店要綱を遵守することを誓い、下記内容で申し込みます。

令和8年 月 日

申込者記入欄

団体名	
団体代表者氏名	⑩
担当者氏名	
連絡先住所	
連絡先電話番号 （携帯電話など、日中連絡がつく番号を記載）	
出品するもの ※物販、食事提供など	使用する伊根町産物（上記と同じ場合は記入不要）
テント ※原則1団体半張り。 1張り希望の場合は内容に応じて対応。	・必要 ・不要 必要の場合希望するテントスペース ・半張り ・1張り ※テント1張りは2間×3間サイズ
使用する加熱器具	フライヤー（プロパンガス式） 台 コンロ（プロパンガス式） 台 カセットコンロ（カセットガス式） 台 その他（ ）
必要物（事務局貸与物） ※希望必要数を記入	・長机（ ）卓 ・椅子については、各店舗でご用意ください。 ・電源（用途： 電力： W）

伊根町農林漁業振興会主催行事出店要綱

伊根町農林漁業振興会

1.総則

- (1)伊根町農林漁業振興会が主催する行事において模擬店等を出店することに関しての一切の事項は、この要綱による。
- (2)出店者は、この要綱を遵守しなければならない。
- (3)伊根町農林漁業振興会は、出店者がこの要綱に反する行為を行った場合はその者について、次回からの出店は認めない。

2.出店基準

- (1)出店に際しては関係法令を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- (2)模擬店の出品に際しては、地場産品を使用すること。

3.出店留意事項

- (1)指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (2)指定された場所以外で営業してはならない。
- (3)すべての商品の商品名及び販売価格を表示すること。
- (4)発電機の使用は禁止する。
- (5)加熱器具を使用する出店者は、必ず耐火ボードを準備すること。
- (6)加熱器具を使用する出店者は、必ず消火器を準備すること。
- (7)営業に際して消防署員の検査を受けた場合は、必要な指示に従うこと。
- (8)加工食品の物販を行う場合、保健所の許可を受けた施設にて加工されたものの以外は扱わないこと。
- (9)食品を扱う際は、食中毒等が発生しないように品質管理・衛生管理に十分注意すること。万一食中毒等が発生した場合は、出店者自らの責任で適切に対応すること。
- (10)指定された場所で発生したゴミは出店者自らが適切に分別・処分すること。また清掃は随時適切に行い、営業終了後はその場所を行事前と同様の状態に回復すること。
- (11)未成年者、また自動車等を運転する者への酒類の販売を禁止する。
- (12)営業の際は、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。事件事故等発生した場合でも振興会は一切責任を負わない。
- (13)暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。